

業務連絡

2020年 6月22日
JR東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No.26

2020年6月16日、新大阪日之出会議室において「申」第31号について、会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

以下、組合の申し入れと会社回答。

JR東海労幹関西地「申」第31号
2020年5月8日

「5月11日以降の運転計画の見直し」に関する申し入れ

新型コロナウイルス感染症の拡大は収まる兆しがない。4月7日、政府は「緊急事態宣言」を発し、5月4日には全国に発した宣言を5月31日にまで延長した。

3月13日、国会に於いて改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立し、翌14日より施行された。そして会社はダイヤ改正の前日であった3月13日、3月19日～31日の期間ののぞみ号の臨時列車の一部を運休にする計画を発表した。その後も新型コロナウイルスの感染者数は増え続けた。

3月24日には4月の金曜日と5月のGW期間（1日～6日）中ののぞみ号の一部の運休計画を見直した。さらに4月6日、GW後の5月7日～31日までの期間で主に金曜日ののぞみ臨時列車の一部の運休を発表した（緊急事態宣言が4月7日）。

4月16日、政府は、緊急事態宣言を全都道府県へ拡大させた。そして会社は、4月20日になって「4月24日以降当面の間」のぞみ号の臨時列車を全て運休にする運転計画を明らかにした。

このように、会社は1ヶ月近くの間4回の運転計画を見直し、利用者への周知を行ってきたがこの間、労働組合への説明はいっさいなかった。職場では、「自宅勤務」などの勤務変更が続発し、社員は体力、精神的にも疲弊し、このままでは安全運行に影響を及ぼしかねない。これまでの会社の対応を見ると、政府による感染症対策が変更になるたびに会社の運転計画が見直しされ、新幹線の安全運行を担う企業としての主体性が見えない。

そして5月5日、大阪第一、第二運輸所において「5月11日以降の大幅な運行計画の見直し」の掲示が出たが、労働組合への説明はなかった。5月7日にプレス発表した運行計画の見直しの内容は、主にのぞみ号の定期列車の大幅な運転本数の減便となっているが、社員、特に乗務員に対する勤務変更の差別や乱発、労働条件の悪化を招くことがないよう申し入れる。

1. 会社は、これまで政府による感染症対策を受けて「運転計画」を変更してきた。今回の変更も、政府の新たな感染症対策の変更を受けての判断なのか明らかにすること。

【会社回答】

4月24日以降、定期列車のみの運転としていたが、緊急事態宣言が延長されたこと

を踏まえ、乗務員や保守要員の感染リスクを低減させることで、今後も安定した輸送をお客様に提供し続けるため、改めて5月11日以降、定期列車の一部についても運転を取りやめて、昨年度実績の3分の2程度の輸送力へと運転計画を見直した。また、緊急事態宣言が順次解除されてきた状況を踏まえ、今後ご利用が徐々に増加した際にも十分な輸送サービスを提供するため、6月1日以降、定期列車については運転本数を元に戻して全列車を運転することとした。なお、今後の社会情勢やご利用状況等を踏まえながら、臨時列車の運転を行うかどうか検討して行く。

2. 5月11日以降（泊まり行路では10日出勤の行路）の運転計画において、社員の大幅な勤務変更が予想される。その規模と考え方を明らかにすること。

【会社回答】

勤務変更は就業規則に基づき、適切に行っている。自宅勤務指定数は様々な状況によるので一概には言えないが、5月11日から5月31日の行路見直しによる自宅勤務数は増えることとなった。なお、6月15日乗り出し行路より、巡回行路・短回巡回行路を基本行路通り設定し、加えて、お客様が安心してご利用頂ける環境づくりのため、一部列車に対して特改を指定する。

3. 社員・乗務員の勤務変更が発生する場合、必ずその理由を説明し社員の同意を得ること。また、労働条件の変更が発生する場合、事前に労働組合への説明と団体交渉を開催すること。

【会社回答】

今回の運転計画の見直しは、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえた緊急且つ過渡的な取扱いであり、通常のダイヤ改正とは異なる。これまでの災害時同様、社員に対しては就業規則等に基づき業務指示を行うものであり、事前に労働組合への説明が必要とは考えていない。なお、本件に限らず、組合から質問や申し入れ等があれば、従前から真摯に対応してきているところである、引き続き適切に対応して行く。

4. 感染症の感染リスクの低減を目的に「自宅勤務」を指定しているが、社員によって指定回数の差が発生している。特に車掌長、列車長などの職種別、社員間でその指定回数の差別的な指定とならないよう均等に指定すること。

【会社回答】

自宅勤務については、可能な範囲で平準化を図るよう調整している。

5. 労働条件の変更（勤務変更）により、賃金等の減額にならない措置をとること。

【会社回答】

賃金については賃金規程等に基づいて適切に支給する。

6. 政府から発表される感染症対策を受けて運転計画がたびたび発生している。会社としての長期的視点に立った、経営と運転計画に関する考え方を明らかにすること。

【会社回答】

1項目の会社回答と同じ

7. 会社の運転計画の変更に伴い、関連会社には労働条件の悪化を招くことのないよう

指導すること。また、その都度、申し入れがあれば会社として責任をもって団体交渉の開催と勤務手配を指導すること。

【会社回答】

企業の労働条件は、各企業がそれぞれの経営状況等を踏えて責任を持って決定すべきものである。

8. 今後、運行計画の見直しが発生する場合は、事前に労働組合へ明らかにすること。

【会社回答】

3項目の会社回答と同じ。

会社は、JR東海ユニオンと6月1日以降の運転計画見直しについて幹事間協議！？

(5/25業務ニュース関西 号外)

東海労とは5月11日以降の運転計画見直しの申し入れについて6/16幹事間協議！

会社の東海労とユニオンへの対応の違いについて抗議！

組合：5/22に6/1以降の運転計画についてのプレス発表があった。その3日後にユニオンの業務ニュースが発行されている。我々東海労は5/8に5/11以降の運転計画について申し入れていたが、1ヶ月以上過ぎてからの対応である。明らかに対応が違う、差別的対応に抗議する。

会社：他の組合のことについては言えない。他の申し入れも頂いていたので今日場で対応している。

組合：我々は5/8に運転計画見直しについて申し入れている。

会社：申し入れに対して適切に順次対応している。

組合：我々は納得できない。

会社：6/15以降のことも含めて真摯に対応している。

組合：今後、緊急性のある事柄に付いては早急に協議するようにして頂きたい。

以上